

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2023年2月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2023年1月中旬～2023年2月中旬）

- 外商投資研究開発センターの設立をより一層奨励する若干措置の通知
- 2022年度全国法院十大商事案件

II. 今月の中国関連ブログ記事

- 商標法改正草案（意見募集稿）
- 2022年の知的財産権取得状況（速報）
- 信頼できないエンティティリスト組み入れによる対抗措置事例
- 個人情報越境移転標準契約（中国版 SCC）の正式公布～重要ポイントと実務対応～

III. 中国法務の現場より

「ポストコロナの胎動を現場から見ると」

IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2023年1月中旬～2023年2月中旬）

◆ 外商投資研究開発センターの設立をより一層奨励する若干措置の通知¹

国務院弁公庁 2023年1月11日公布、施行

2016年5月頃、中国共産党中央委員会、国務院は「国家イノベーション駆動発展戦略要綱」²を公布し、科学技術イノベーションを国家発展全体の中核に位置付け、国全体を牽引するために策定された重要な国家発展戦略として策定した。そして、外資による当該イノベーション駆動発展戦略への参加を促進するため、商務部と科学技術部の主導で、21の中央部門が共同で「外商投資研究開発センターの設立をより一層奨励する若干措置の通知」（以下「本通知」という。）を制定した。本通知は、以下の4つの分野における外商投資研究開発センター（以下「外資研究開発センター」という。）への支援や優遇等の措置を定めている。

1. 科学技術イノベーションへの支援

- ① 所要条件に適合する外資研究開発センターの認定手続及び申告資料の簡潔化、ハイテクノロジー企業の認定申請への指導とサービスを通じて、外資による科学技術イノベーションへの投資を奨励・誘導すること。
- ② 外資研究開発センターによる大型研究設備及び国家重大科学技術プロジェクトの報告とデータの使用を支援すること（国レベル）、並びにインフラ建設、設備購入、人員配置及び運行経費等の面において支援すること（地方レベル）。
- ③ 大学、研究施設等と外資研究開発センターによる共同の技術開発を促進すること。
- ④ 外資によるオープンイノベーションプラットフォーム類の研究開発センターの設立を支援し、当該プラットフォームに参加する企業への「一つの住所に複数社の住所を登録できる」制度の導入³、集団登録等会社登記上の便宜を与えること。
- ⑤ 金融機構による外資研究開発センターの科学技術イノベーション及び研究への金融支援を奨励すること。
- ⑥ 外資研究開発センターによる国家レベルの科学技術プロジェクト等への参加を奨励且つ支援すること。

2. 研究開発の利便性の向上

- ① サイバーセキュリティ法⁴、データセキュリティ法⁵及び個人情報保護法⁶等の法令に基づき研究開発データを含むデータの越境移転に関する安全管理を強化すると共に、重要データと個人情報の越境移転に関する安全評価を効率的に展開すること。
- ② 知的財産権の国外への譲渡及び技術の輸出入に関して、関連制度やプロセスの最適化及びグローバル企業グループ内部における技術の越境移転への便利措置の提供を検討すること。
- ③ 外資研究開発センターが輸入する国や省レベルの研究プロジェクト用の生物材料等への検疫に対する便利措置、及び研究用設備や車両等の国外再輸出期限の延長等、税関の通関管理及び監督プロセスに関連する優遇措置を提供すること。

¹ 「国务院办公厅转发商务部科技部关于进一步鼓励外商投资设立研发中心若干措施的通知」

² 「国家创新驱动发展战略纲要」

³ 「一址多照」

⁴ 「网络安全法」

⁵ 「数据安全法」

⁶ 「个人信息保护法」

3. 海外人材の誘致

- ① 外資研究開発センターは研究チームごとに外国籍メンバーの労働契約期間内における就労ビザと5年以内の就労居住許可を申請でき、海外高度人材による就労ビザの申請に対して告知事項の承諾⁷又は書類不備時の先行受理⁸等便利な認可方法を採用すること。
- ② 外資研究開発センターが雇用する海外高度人材や希少人材の中国における職稱評定に優遇な条件を与えること。
- ③ 外資研究開発センターが雇用する海外高度人材や希少人材に住宅、子供教育、配偶者就業及び医療保障等において支援すること。
- ④ 外資研究開発センターで就労する外国人の海外との合法的な資金送金・入金の利便性を図ること。

4. 知的財産権の保護強化

- ① 商業秘密情報保護規制の完全化を加速し、商業秘密の保護範囲、侵害行為及び法的責任をより明確にし、訴訟手続の完全化及び司法保護の強化を行うこと。
- ② 知的財産権保護センターの建設及び関連部門による知的財産権への即時・共同保護体制の構築を加速すること。
- ③ 知的財産権の侵害に対する懲罰性賠償制度を全面的に実施し、商標の悪意登録と模倣登録等の知的財産権の違法侵害行為に対する継続的な取り締まりを行うこと。

◆ 2022年度全国法院十大商事案件⁹

最高人民法院民事審判第二法廷 2023年1月19日公表

2023年1月19日に、中国国内の契約紛争、不法行為紛争、証券、会社業務と倒産等の案件の審理を担当する最高人民法院民事審判第二法廷は、2022年度における中国各地・各レベルの人民法法院が下した判決のうち、重大な社会影響と代表的な意義を有する10件の商事案件を選出したうえ、案件概要と各分野の法学者による案件評価を纏めて公表した。

以下では、上記の商事案件のうち、日本企業や日系企業が中国でビジネスを展開する際に遭遇し得るという意味で参照の価値があると思われる3つの案件について、簡単に紹介する。

1. 予約契約と手付金返還の紛争案件

(1) 案件概要

2018年7月頃、河南省鞏義市政府（乙）と同省に所在する石炭鉱業の国有企業である義馬煤業集団株式有限公司（甲）との間で、乙に属する国有企業J社（原告）が、甲の子会社であるD社（被告）の炭鉱と鉄道専用線路（以下「本件目的物」という。）を買収する取引（以下「本件買収」という。）に関する譲渡契約（以下「事前譲渡契約」という。）を締結した。

事業譲渡契約において、J社が4,000万人民币元を手付金（以下「本件手付金」という。）としてD社に交付し、本件買収が成功せず、且つ甲は他の第三者と間でも本件目的物の譲渡に関する合意に至らなかった場合、本件手付金を返還しない内容が定められている。

⁷ 「告知承諾」

⁸ 「容缺受理」

⁹ 「最高法民二庭发布2022年度全国法院十大商事案件」

J社は事前譲渡契約に基づいて本件手付金をD社に支払い、且つ本件目的物の譲渡手続が進んでいるところ、J社が一部の取引条件の変更を求めたことが原因で、J社とD社の間における本件目的物の譲渡契約（以下「本譲渡契約」という。）が締結されなかった。その後、本件目的物である炭鉱が閉鎖され、第三者にも譲渡することができなかった。

そして、J社はD社に対して、本件手付金の返還を求める訴訟を提起したところ、第一審判決でその請求が棄却され、2審を担当する河南省高级人民法院は、事前譲渡契約は予約契約、本件手付金は予約手付金と認定し、本譲渡契約は本件手付金を受領した譲渡側（D社）の原因によって締結されなかったような場合でない限り、本件手付金を返還すべきでないこと、及び本件手付金を支払ったJ社の原因によって本件買収が成功できなかったことを理由として、第一審判決を維持し、J社の上訴を棄却した。

(2) 案件評価とコメント

ア 案件評価

「民法典」¹⁰第495条及び現在意見募集中の「『民法典』契約編通則部分の適用に関する最高人民法院の解釈（意見募集稿）」¹¹第7条～第9条によると、①将来の一定期間に契約を締結することを約定した購入引受書、注文書、注文予約書、意向書及び覚書といった名目の合意をし、又は②将来の一定期間における契約締結の担保として手付金を支払い、且つ将来の契約の主体、目的物等の内容を確定することができる場合には、当事者間で上記の各予約契約に法的拘束力を有しないことの合意がされていない限り、予約契約の成立が認められ、予約契約で約定した契約締結の義務を履行しない場合には、予約契約の違約責任（違約時の手付金没収や倍返し¹²を含む）が生じることになる。

本件の場合、予約契約と位置付けられる事前譲渡契約は本件買収の当事者であるJ社とD社より締結された合意文書ではないものの、J社は事前譲渡契約に基づいて本件手付金をD社に支払っており、事前譲渡契約によってJ社とD社の間における本件目的物の譲渡契約（本譲渡契約）の内容も確定されているため、第二審人民法院は上記②に基づいてJ社とD社との間における予約契約の成立を認めたと解することができる。そして、J社が一方的に取引条件を変更することによって本契約が締結されなかったことは、同社による予約契約の違反に該当し、人民法院はそれを理由として、J社の手付金返還請求を棄却した。

イ コメント

このように、本契約締結に至る前の注文書、意向書又は覚書等に違反したことにより、予約契約の違約責任が追及される可能性があることからすると、M&Aのような大規模で、比較的長期化し且つ不確定な要素が多い取引の実施前に締結される意向書や覚書等においては、秘密保持条項や紛争解決条項といった条項以外には法的拘束力を持たせないことも重要といえる。また、確実に取引を遂行することが決定されるまでは、手付金の支払いは留保するといったことも重要と考えられる。

¹⁰ 「民法典」

¹¹ 「最高人民法院关于适用《中华人民共和国民法典》合同编通则部分的解释（征求意见稿）」

¹² 民法典第586条

2. ビットコインのマイニング機械の売買契約の紛争案件

(1) 案件概要

2021年10月18日、中国人個人である胡氏（原告、買主）と王氏（被告、売主）との間で3台のビットコインのマイニング用機械（以下「**マイニング機械**」という。）の売買に関する売買契約（以下「**マイニング売買契約**」という。）を締結し、胡氏は当該契約に基づいて王氏に62,220人民元の売買代金を支払い、王氏は胡氏にマイニング機械を引き渡した。

その後、当該マイニング機械が使用できなかったことを理由として、胡氏は王氏に対して、本件売買契約の解除及び売買代金の返済を求める訴訟を提起した。四川省樂山市井研県人民法院は、マイニング機械の売買は①社会公共利益を損害し、②資源の節約及び生態環境の保護に不利であること、③原告は仮想通貨の関連取引が関連部門により明確に禁止されていることを知りながらマイニング機械を購入して仮想通貨のマイニングを行う意図であったこと等を理由として、民法典の公序良俗及び生態環境保護の規定に基づき、マイニング売買契約は無効と判断し、胡氏と王氏が相互に売買代金とマイニング機械を返還する旨の判決を下した。

(2) 案件評価とコメント

ア 案件評価

中国の「民法典」第153条第2項によると、公序良俗に反する民事行為は無効とされている。そして、2021年9月3日国家発展改革委員会等の11の中央部門によって公布された「仮想通貨の『マイニング』活動の取締りに関する国家発展改革委員会等の通知」¹³及び同年9月15日に中国人民銀行や最高人民法院等の10の中央部門によって公布された「仮想通貨取引の投機的売買リスクをより一層防止及び処置することに関する通知」¹⁴は、中国国内の仮想通貨関連の業務活動及び中国国外からインターネットを通じて中国国内に提供される仮想通貨関連サービスはいずれも違法な金融活動と明言したうえ、仮想通貨及びその派生的な関連製品への投資は、公序良俗に反して無効であり、それによって生じた損失は全て自己負担とすることが定められている。更に、上記の2つの通知により、ビットコイン等の仮想通貨のマイニング活動及びそれに対する電力や金融面の支援等も厳しく禁止されている。

本件のマイニング売買契約の締結及び履行は、いずれも上記の2つの通知が公布された後に行われたものであることを踏まえ、人民法院はこれらの通知に基づき、マイニング売買契約の無効と原状回復を認定した。

イ コメント

本判決により、中国における仮想通貨の関連取引は行政面において全面的に禁止されているのみならず、民事面においても、取引契約等の合意書類の法的効力が人民法院によって否定される可能性があることが示されたといえる。そのため、中国国内は言うまでもなく、日本から中国国内の個人や企業等への仮想通貨関連サービスの提供は無効と認定されるリスクがあるといえることから、できる限り避けた方が望ましいといえる。

¹³ 「国家发展改革委等部门关于整治虚拟货币“挖矿”活动的通知」

¹⁴ 「关于进一步防范和处置虚拟货币交易炒作风险的通知」

3. 株主の出資瑕疵による紛争案件

(1) 案件概要

B社（被告）は、3人の中国人の個人株主（張氏、顔氏、黄氏、いずれも被告）により2014年9月26日に設立された有限責任会社であり、国家企業信用信息公示システム¹⁵で公開された同社の2014年と2015年の年度報告によると、同社の設立時、各株主が引き受けた出資金額（登録資本）である50万人民元は2014年9月22日付けで全額払込済みとなっている。他方、B社の銀行口座の入出金明細から見ると、払い込まれた上記の出資金額は入金後数日以内に引き出され、且つ各株主は当該引出しの原因と用途を説明できなかった。

2015年9月15日、B社はその登録資本を50万人民元から100万人民元に増資し、変更後の定款に定める増資額の払い込み期限は2025年12月31日までとされた。他方、国家企業信用信息公示システムで公開されたB社の2016年年度報告によると、各株主が引き受けた増資額である50万人民元は2015年5月18日付けで全額払込済みとなっている。

2017年12月20日、B社の株主である張氏は、その保有しているB社の持分を同社の他の株主である顔氏と黄氏及び第三者である任氏に譲渡したが、株主変更登記を行う際に、登記機関に提出された「自然人株主持分変更情報記録表」に記載したB社への払込済みの出資金額（100万人民元）は0人民元となっている。

B社はX社（原告）の貸付金を返済できなかったことから、X社は訴訟を提起し、①B社による貸付金と利息の返済、②B社株主である張氏、顔氏、黄氏は未履行の出資の元本及び利息の範囲内における補充賠償責任の負担、③B社持分の譲受人である顔氏、黄氏及び任氏は譲渡人である張氏の②の補充賠償責任に対する連帯責任の負担等を求めた。

本件の第一審及び第二審の判決は、いずれもX社の主張①を支持したものの、主張②と③を棄却したところ、再審を担当した広東省高級人民法院は、主張②について、債権者が公示情報に対する合理的な信頼を保護すべきであり、定款に定める出資期限が到来していなくても、国家企業信用信息公示システムで公開された払込済みの時間を出資期限とするのは適切であることを理由として、B社株主である張氏、顔氏、黄氏が未履行の出資の元本及び利息¹⁶の範囲内で、X社に対する補充賠償責任を認めたと共に、主張③について、譲受人である顔氏、黄氏及び任氏は、譲渡人である張氏が払い込みをしていないことを知りながらその保有する持分（以下「対象持分」という。）を譲り受けたため、各自が譲り受けた持分が対象持分に占める比率に応じて張氏の補充賠償責任に対する連帯責任の負担も認め、第一審及び第二審の判決を破棄した。

(2) 評価とコメント

ア 案件評価

X社の主張②について、現行の会社法の司法解釈¹⁷上、会社が債権者に対して債務を履行できない場合、当該債権者は、履行できない部分の債務について、出資義務の全部を履行していない株主に対して、未履行の出資の元本及び利息の範囲内で、補充賠償責任を追及できるとされてい

¹⁵ 「国家企业信用信息公示系统」

¹⁶ B社設立時の50万人民元の出資金額も、未履行の出資元本として、その払込済みの公開日（2014年9月22日）より利息が加算される。また、増資額である50万人民元の利息について、その払込済みの公開日である2015年5月18日より加算される。

¹⁷ 「中華人民共和國公司法」の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定（三）（最高人民法院关于适用《中华人民共和国公司法》若干问题的规定（三））第13条第2項

る。

他方、株主の未履行の出資義務に期限が設けられている場合には、当該株主は、原則として、出資義務の期限が到来するまでの間、期限の利益を有するため、会社の解散や破産といった事情がある場合¹⁸を除き、上記の会社債権者に対する補充賠償責任を負わない。本件の第一審及び第二審人民法院は、当該原則に基づいてX社の主張を棄却した。

上記に対して、本件の再審人民法院は、国家企業信用情報公示システムにおける情報公開によって生じる公示力、すなわちB社が当該公示システムを通じて公開した同社の出資金額（設立時の50万人民元+増資時の50万人民元）が全額払い込まれているという情報に対する第三者の合理的な信頼を保護する観点から、定款に定められた出資期限ではなく、公開された払込済みの時間を出資期限として、B社の各株主の補充賠償責任の負担を認めた。

この点について、本判決によって従来の株主の出資義務に関する期限の利益が否定されるというわけではないものの、2014年10月1日より施行された企業情報公示制度¹⁹の公信力を維持し、株主の出資期限の到来に対する人民法院の判断基準として、参考価値があるといえる。

X社の主張③について、現行の会社法の司法解釈²⁰上、持分の譲受人は譲渡人の出資義務の未履行を知りながら持分を譲り受けた場合、譲渡人の補充賠償責任に対する連帯責任を負うことが明記されているため、譲渡人である張氏の補充賠償責任が認められた以上、対象持分の譲受人である顔氏、黄氏及び任氏が連帯責任を負うという判断は、司法解釈の規定に適合するといえる。

イ コメント

日系企業を含む中国の法人は、毎年1月1日～6月30日の間、国家企業信用情報公示システムにおいて企業年度報告を公開する必要があり、当該年度報告において、株主の引受出資金額、及び払込出資金額、出資時期、出資方式等の内容を記載することが求められている²¹。

そのため、例えば日本の企業がその中国現地法人への出資を引き受けたが、定款に定める出資期限が到来していない場合、通常、出資義務、さらには中国現地法人の債権者への補充賠償責任を負うことはない。他方、公示情報に対する信頼保護を重視した本判決からすると、中国現地法人の企業年度報告において、例えば現地従業員の入力ミス等の原因により、定款の定めより早い出資時期を記載した場合、当初の予定よりも早い時点での出資義務を負うことになる可能性もあるため、企業年度報告の提出前、本社や法律顧問の確認を含め、その内容に対して十分にチェックすることが望ましいといえる。

また、現在意見募集中の会社法改正案の第二次草案第53条においては、「会社が、期限が到来した債務を弁済することができない場合、債権者は、すでに出資を引き受けたものの、払込期間が満了していない株主に対して出資の期限前の払い込みを要求することができる。」旨の条文が追加されている。当該第二次草案は、会社法改正案の第一次草案第48条で定められていた「会

¹⁸ 「中華人民共和國会社法」の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定(二)(最高人民法院关于适用《中华人民共和国公司法》若干问题的规定(二)第22条第1項、「中華人民共和國企業破産法」の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定(二)(最高人民法院关于适用《中华人民共和国企业破产法》若干问题的规定(二)第20条第1項

¹⁹ 企業情報公示暫定条例(企业信息公示暂行条例)第1条等

²⁰ 「中華人民共和國会社法」の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定(三)第18条第1項

²¹ 企業情報公示暫定条例第9条

社の弁済能力が明らかに欠く」という適用前提条件を削除したため²²、少なくとも第二次草案の内容を前提とすると、会社はその債務を期限内に弁済しなかった場合、その実際の弁済能力とは関係なく、株主は債権者の主張により、直ちに出資義務に関する期限の利益を喪失し、定款に定める出資期限前でも、出資義務を履行しなければならないことになる。

この場合、本件のような定款と異なる出資時期が公示されていなかったとしても、人民法院は株主の出資義務の不履行を理由として、その補充賠償責任等の負担（X社の主張②と主張③）を認める可能性があるといえ、よって、中国現地法人の設立又は増資時、実際の出資計画と能力に応じて、慎重に引き受ける出資金額（登録資本）を設定することが必要になるといえる。

執筆担当：田曉争

²² 詳細について、「TMI 中国最新法令情報(2023年1月号)」第3頁～第4頁を参照されたい。

II. 今月の中国関連ブログ記事

2023年2月にTMI総合法律事務所ウェブサイト上でブログ掲載した、中国関連の記事をご紹介します。タイトルをクリックしていただきますと、ブラウザにて該当記事を読むことができますので、本ニュースレターと合わせて、ご参考にしていただけますと幸いです。

商標法改正草案（意見募集稿）	
掲載日	2023年2月1日
概要	2023年1月13日に公表された、中国商標法改正草案の意見募集稿について紹介しています。
2022年の知的財産権取得状況（速報）	
掲載日	2023年2月9日
概要	2023年1月16日に公表された、2022年における中国の知的財産権取得・保護状況に関する速報データについて紹介しています。
信頼できないエンティティリスト組み入れによる対抗措置事例	
掲載日	2023年2月20日
概要	2023年2月16日に公表された、「信頼できないエンティティリスト規定」の関連規定に基づく米国法人2社に対する対抗措置について紹介しています。
個人情報越境移転標準契約（中国版SCC）の正式公布～重要ポイントと実務対応～	
掲載日	2023年2月28日
概要	2023年2月24日に国家インターネット情報部門が公布した「個人情報越境移転標準契約弁法」及びその別紙である「個人情報越境移転標準契約」について紹介しています。

III. 中国法務の現場より

◆ ポストコロナの胎動を現場から見ると

2月24日、中国の国務院は、「中国のコロナ禍は基本的に終了した」と発表した。

昨年12月7日に、感染者・濃厚接触者の強制隔離の廃止決定という、ゼロコロナ政策の事実上の放棄ともいえる画期的な政策変更がなされ、それから1か月ほどの間に、全国で爆発的な感染が拡大し、比較的大きな混乱が見られたが、今や、中国国内では、老若男女や地域を問わず、未感染者にお目にかかるのが珍しい状況である。12月には、感染者をゼロにするゼロコロナ政策が突然変異して、陰性者をゼロにする政策になったと揶揄されたこともあったが、実際に未感染者がほぼいなくなることで、ウイルスがこれ以上伝染しなくなるという幕引きになったともいえる。

2月5日に元宵節（旧暦の1月15日）が過ぎて、経済活動が本格化し、さらに、2月中旬に学校の冬休みが明けると、中国の街角の活気（道路の渋滞を含む）は、コロナ前のレベルに戻った感がある。中国国内では、長い間実施できなかった大型のパーティーや会議などの活動も再開し、商業施設や観光地は人であふれている。

2月21日には、上海市の花園飯店にて、日本総領事館の主催で、参加者500人を超える規模の天皇誕生日レセプション開催が4年ぶりに開かれ、乾杯の挨拶時には、ソーシャルディスタンスどころか、歩くこともできないほどの混雑となり、いよいよポストコロナの中国で、本格的な活動を始めようとする日中両国の関係者の活気に満ちていた²³。

さて、今年の1月8日には、中国では入国者への隔離政策も撤廃され、国境を越えた往来の最大の障害が除去され、旧正月には3年ぶりの中国旅行客が日本を大挙して訪れ、インバウンド消費の復活となることも期待された。

ただ、日中間においては、同じタイミングで、日本側で到着後のPCR検査の再開²⁴を含む水際対策が再強化されるとともに、フライトの増便が凍結されたことから、日本旅行熱には冷や水が浴びせられて立ち消えとなった。

その後、中国国内での感染は収まり、中国からの入国者の陽性率も激減したが、フライトの増便凍結と水際対策の解除時期が見えなかったため、2月末になっても、直行便の便数と航空運賃は、昨年12月時点と比べてほとんど変化がなかった。航空運賃は、上海⇄東京の直行便エコノミークラスで往復30万円程度し、特に日系の航空会社は予約が取りにくい状態が続いている。そのため、乗継便での不便な移動を余儀なくされることも多い²⁵。

²³ https://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00931.html

²⁴ ゼロコロナ政策の下でPCR検査が日常的に強制されていた中国で、苦難の末、検査と隔離からの自由を手に入れた国民にとって、日本の空港での強制的なPCR検査（かつ、陽性になったら隔離される取扱い）を中国からの渡航者を狙い撃ちして再開するというのが、どれだけ悪印象を与えたかというのは、ご想像いただきたい。

²⁵ 日本と香港・台湾の間では毎日多数の便が飛ぶようになり、また香港・台湾と中国本土とのフライトの復活も顕著であることから、香港・台湾での乗り継ぎにより往復10万円程度での往来も可能になっている。

2月27日によく日本側の水際対策が緩和され3月1日から実施される。それによれば、中国出国前のPCR検査は依然として必要であるものの、①入国時検査のサンプリング化²⁶、②入国後待機の撤廃（そのため陽性でも空港隔離がなくなる）、③航空便規制の撤廃（増便を認めるとともに、成田、羽田、関西、中部以外へのフライトも再開）が打ち出されたので、3月にはようやく正常化に向けて歩みだすことになるといえる。

なお、日本側の水際対策への対抗策として中国政府が行った日本人へのビザ発給停止は、1月29日には解除されたが、以前日本人に対して片面的に実施されていた14日間のビザ免除はまだ復活していない。そのような状況下で、日本から中国への出張は大多数の日本企業が控えている状況であり、ビジネスでの渡航は、駐在員の帰任・赴任や一時帰国などを中心にした動きにとどまっているように感じられる。

他方、中国からの訪日団などの動きは、ゼロコロナ政策が終わる前の昨年秋ごろから活発になり、今も次から次へとその活発な活動が報じられる。中国では、隔離の必要がなくなるや、リモートワークはほほ息をひそめ、皆対面で仕事をしている。他方、日本では、リモートワークに一定の価値を見出してリモートワークを継続している企業も少なくないように感じられる。

小職は、昨年12月末から今年の2月の初旬まで6週間にわたる過去最長の一時帰国をする中で、日本各地の多くの皆様と対面でお話し、対面交流の重要性をひしひしと感じた。そのため、今後は、コロナ前の水準（平均月1回のペース）での一時帰国を画策している。

日本でも5月8日にはコロナを5類感染症に引き下げる予定とのことであるが、勇気ある中国のビジネスパーソンが昨秋から帰国後の隔離覚悟で続々と海外に出かけて行ったように、そのような緩和策の施行を待たずに、重要な場面では、日本企業としても、先手を打って、敢えてビザを取ってでも中国に渡航し、現場を見て、対面で話をつけるということをもっと積極的に考えてもよいのではと思われる。

近年、資金面でも技術力でも台頭する中国に押され気味の我が国としては、少なくとも、行動力の点では、中国に負けないうらいに頑張ることが必要なのではないかと切に思う。

執筆担当：山根基宏

²⁶ 香港・マカオからのフライトの場合には、検査無し。

IV. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令	今月の中国関連ブログ記事／連載・コラム
2023 年 1 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「対外貿易法（2022 年改正法）」 「会社法（改正草案第二次審議稿）」 「商標法改正草案（意見募集稿）」 	
2022 年 12 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院による涉外民事事件の管轄に関する若干問題の規定」 「中華人民共和国反不正競争法（改正草案意見募集稿）」 	
2022 年 11 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「国家市場監督管理総局及び国家インターネット弁公室による個人情報保護認証の実施に関する公告」 「独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定（意見募集稿）」 	
2022 年 10 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「インターネット情報部門による行政執行手続規定（意見募集稿）」 「ネットワークデータ分類・分級要求（意見募集稿）」 「中国共産党第二十回全国代表大会での報告について」 	
2022 年 9 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「電気通信オンライン詐欺防止法」 「『サイバーセキュリティ法』の改正に関する決定（意見募集稿）」 「北京市ビジネス経営環境整備条例」 「上海市人工知能産業発展促進条例」 	

2022年8月号	<ul style="list-style-type: none"> 「自動運転車運輸安全サービスガイドライン（試行）（意見募集稿）」 「杭州インターネット法院が個人情報保護に関する10大典型的な事件を公表」 	
速報版（2022/7/8）	個人情報越境提供標準契約規定（意見募集稿）	
速報版（2022/7/7）	改正独占禁止法	
2022年7月号	<ul style="list-style-type: none"> 「事業者集中案件の独占禁止審査の試験的な一部委託に関する公告」 「国务院2022年度立法計画」 	「DiDiに対する行政処分」
2022年6月号	<ul style="list-style-type: none"> 「団体商標、証明商標の管理及び保護弁法（意見募集稿）」 「データセキュリティ管理認証実施規則」 「公民による国家安全危害行為の通報奨励弁法」 	
2022年5月号	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院が薬品安全に関する典型的な事件を公表」 「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」 	
速報版	サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン－個人情報越境処理活動認証技術規範（意見募集稿）	
2022年4月号	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院による「民事訴訟法」の適用に関する解釈」の改正に関する決定 国务院の一部の行政法規の改正及び廃止に関する決定 	「最高人民法院が公表した2021年10大知財事件」
2022年3月号	<ul style="list-style-type: none"> 市場主体登記管理条例、市場主体登記管理条例実施細則 最高人民法院による「中華人民共和國民法典」総則編の適用における若干問題に関する解釈 最高人民法院による「中華人民共和國反不正競争法」の適用における若干問題に関する解釈 	

■ 編集・発行

TMI 総合法律事務所

■ 発行日

2023年3月1日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン

現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/フランス/ブラジル/メキシコ/ケニア